

報告事項カ

令和7年度特別支援教育体制整備状況調査結果について

令和7年度特別支援教育体制整備状況調査結果について、別紙のとおり報告します。

令和8年5月15日

鳥取県教育委員会教育長 足羽英樹

令和7年度特別支援教育体制整備状況調査結果について

令和8年5月15日

特別支援教育課

1 調査の目的

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校の特別支援教育の状況等を把握し、今後の施策の参考とする。

2 実施時期 令和7年12月19日から令和8年2月13日まで

(令和7年12月31日時点の内容について回答)

3 調査対象

県内の全公立小学校111校、中学校53校(夜間中学校及び分校含み1校としてカウント)、義務教育学校6校、県立高等学校28校(定時制・通信制含み、それぞれを1校としてカウント)

4 回収率 100%

5 調査結果について

(1) 結果の概要

①校内委員会

全校種においてほとんどの学校が開催しているが、不定期開催のみの学校が全体の14.1%ある。

②特別支援教育主任(担当)

業務を複数で行っている学校が全校種において36.4%であり、役割分担を行いながら業務を進めている。

③通常の学級における特別な支援が必要な児童生徒

通常の学級に在籍している児童生徒のうち、「学校教育法施行令22条の3に該当している児童生徒」「特別支援学級への就学を検討している児童生徒」は小学校6.6%、中学校3.4%、義務教育学校4.4%、高等学校7.6%在籍している。

④通常の学級に在籍している「学校教育法施行令22条の3に該当している児童生徒」「特別支援学級への就学を検討している児童生徒」の個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成状況

60.7%の児童生徒は両方作成されている。しかし、どちらも作成していない児童生徒も7.1%いる。

⑤「通級による指導」が必要であると判断された児童生徒

校内委員会で判断された児童生徒のうち「通級による指導」を利用している児童生徒は全校種で68.8%である。一方、「通級による指導」を受けられなかった児童生徒数は31.2%であったが、受けられなかった児童生徒に対して、通常の学級において指導上の工夫を行うなど指導や支援については各学校が指導・支援の工夫を行っている。

⑥引継ぎ状況

個別の教育支援計画が引き継がれている児童生徒が大多数であるが、個別の指導計画については引き継がれていない児童生徒がいる。特に中学校(義務教育学校後期課程)から高等学校へ引き継がれていない児童生徒が多い。

⑦特別支援教育に関する研修実施状況

昨年度と比べると全校種で増加(83.3%から90.9%)している。障がい理解に関すること、学校全体での一次支援、ユニバーサルデザインの視点での環境設定、授業づくりについて研修を行っている学校が多い。

⑧各種資料等の活用状況

「特別支援教育の手引」、「ユニバーサルデザインの視点を生かした指導・支援リーフレット No.1」を活用している学校が多い。

(2) 考察

校内支援体制は一定の整備が進んできたが、各校における校内委員会の機能強化や適切な情報の引継ぎ等に課題が見られること、通常の学級に特別な支援を必要とする子どもが一定数在籍していることから、以下のような取組を行う。

①学校内の支援体制の整備に向けた管理職への理解・啓発

- ・管理職を対象とするセミナーを行い、校内委員会の定期開催の位置づけや校務分掌の見直しについて周知する。
- ・通常の学級に在籍する支援の必要な児童生徒への個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成の促進を図る。
- ・切れ目ない支援の充実のために、個別の教育支援計画、個別の指導計画を活用した校種間の引継ぎの周知を図る。
- ・LD等専門員による相談活動において、令和8年度において、校内支援体制、ひらがな支援について重点的に取組む。
- ・特別支援教育オンデマンド研修サイト「まなびの広場」に掲載の「特別支援教育主任（担当）の役割」を積極的な活用促進を図る。

②「ユニバーサルデザインの視点を生かした指導・支援リーフレット No.2」の周知・活用

③特別支援教育オンデマンド研修サイト「まなびの広場」の掲載動画の拡充

令和7年度特別支援教育体制整備状況調査結果

令和8年5月
特別支援教育課

- 調査時期・・・令和7年12月19日～2月13日（令和7年12月31日現在調査）
- 調査対象・・・鳥取県内の公立小・中・義務教育学校、県立中学校、県立高等学校
- 回収率・・・100%

【公立小・中・義務教育学校】

学校数 (校)	通常の学級の在籍者数 (人)										合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中学1年 7年	中学2年 8年	中学3年 9年		
小学校	111	3,698	3,896	3,972	4,102	4,309	-	-	-	-	23,861
中学校	53	-	-	-	-	-	3,965	4,230	4,087	-	12,282
義務教育学校	6	80	102	94	97	100	126	103	84	84	904
合計	170	3,778	3,998	4,066	4,199	4,409	4,091	4,333	4,171	4,171	37,047

特別支援学級の在籍者数 (人)

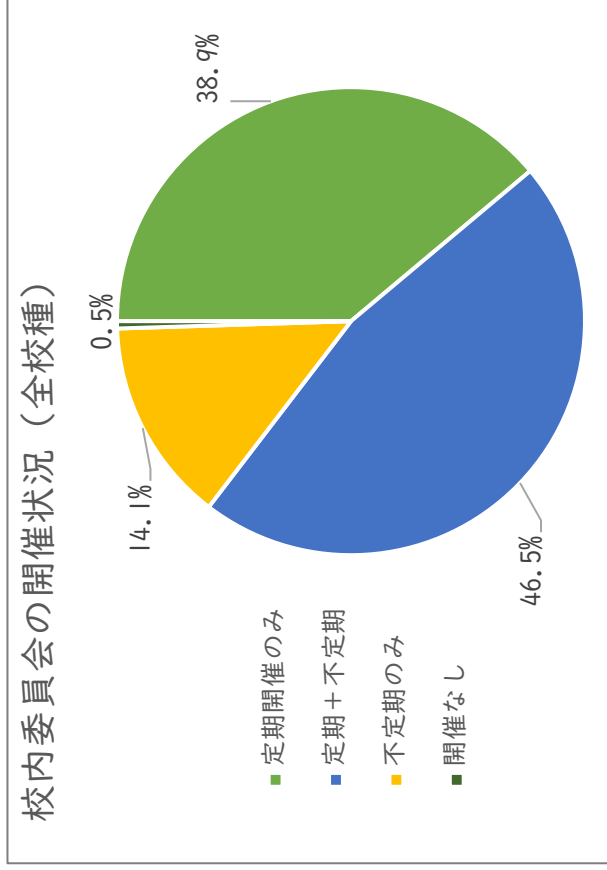
学校数 (校)	特別支援学級の在籍者数 (人)										合計
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	中学1年 7年	中学2年 8年	中学3年 9年		
小学校	111	231	243	275	282	268	-	-	-	-	1,575
中学校	53	-	-	-	-	-	257	260	240	-	757
義務教育学校	6	4	7	3	6	4	3	6	5	5	40
合計	170	235	250	278	288	272	260	266	245	245	2,372

【県立高等学校】

学校数 (校)	通常の学級の在籍者数 (人)				合計
	1年	2年	3年	4年	
高等学校 (全日)	22	3,184	3,071	3,102	9,357
高等学校 (定時・通信)	6	718			718
合計	28				10,075

1 校内委員会の開催状況について

	開催なし		定期開催のみ		不定期開催のみ		定期、不定期両方開催		開催率
	学校数	%	学校数	%	学校数	%	学校数	%	
小学校	0	0%	23	20.7%	16	14.4%	72	64.9%	100.0%
中学校	0	0%	37	69.8%	3	5.7%	13	24.5%	100.0%
義務教育学校	0	0%	2	33.3%	1	16.7%	3	50.0%	100.0%
高等学校	1	3.6%	15	53.6%	8	28.6%	4	14.3%	96.4%
合計	1	0.5%	77	38.9%	28	14.1%	92	46.5%	99.5%

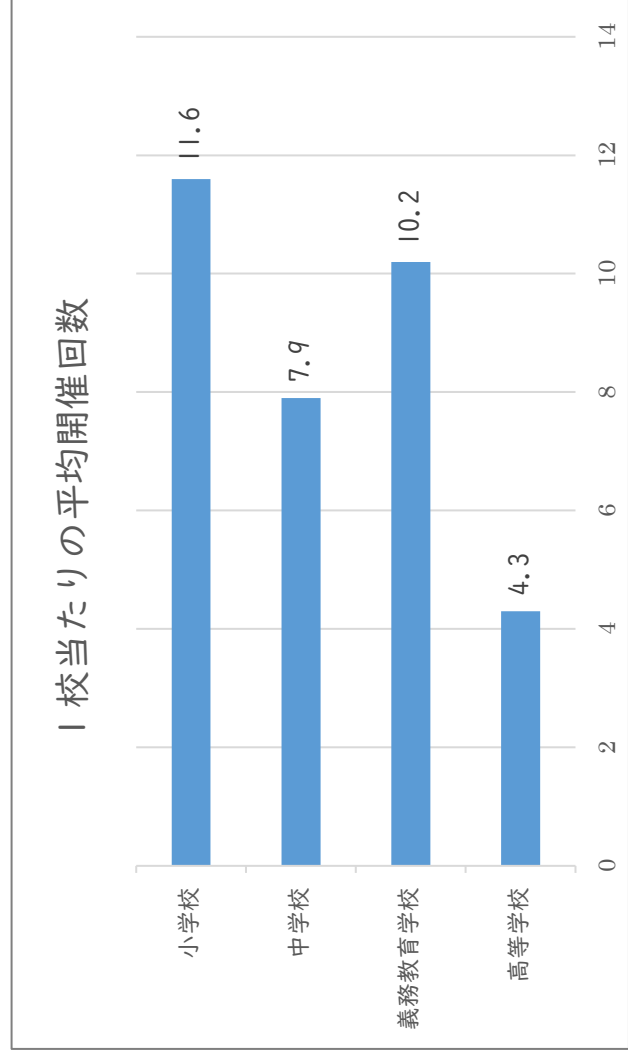


※R6 開催率

小学校	100%
中学校	98.1%
義務教育学校	100%
高等学校	96.4%
合計	99.0%

※R6 定期・不定期両方開催

小学校	76校	68.5%
中学校	16校	30.2%
義務教育学校	4校	66.6%
高等学校	5校	17.9%
合計	101校	51.0%



2 特別支援教育主任（担当）について 業務の分担状況について

	一人で 行っている	複数指名されて いる	複数指名されて いる割合
小学校	62	49	44.1%
中学校	42	11	20.8%
義務教育学校	4	2	33.3%
高等学校	18	10	35.7%
合計	126	72	36.4%

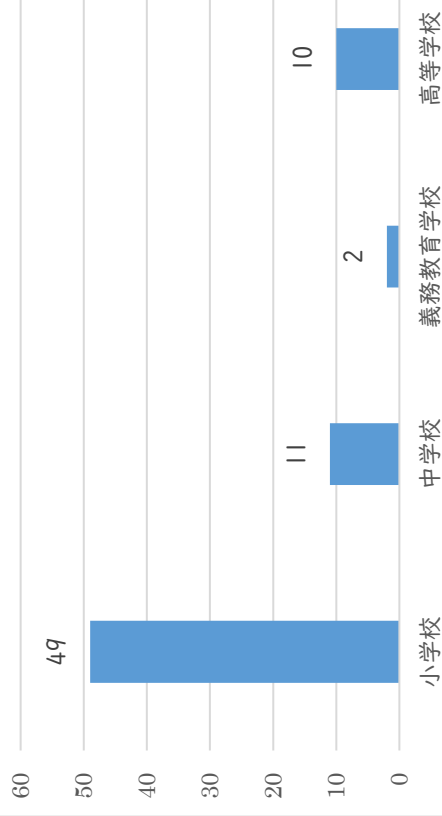
(分担例)

- ・通常の学級（通級による指導を含む）に関すること、特別支援学級に関すること
- ・特別支援教育全体の運営、校内・外部との連絡・調整
- ・教育支援委員会関係、校内支援体制の整備
- ・校内の教職員との連携、保護者や校外の関係機関との連携
- ・特別支援教育部（学習、研修）、校内支援会議、就学支援委員会、生徒支援委員会、支援計画・指導計画の確認、巡回相談、移行支援会議、通級指導教室、交流学習、体験学習、学部機関との調整
- ・教育相談担当者、保健体育主事、養護教諭と協働
- ・生徒支援担当及び教育相談担当で業務の分担

主任業務の分担について（全校種）



分担して行っている学校数

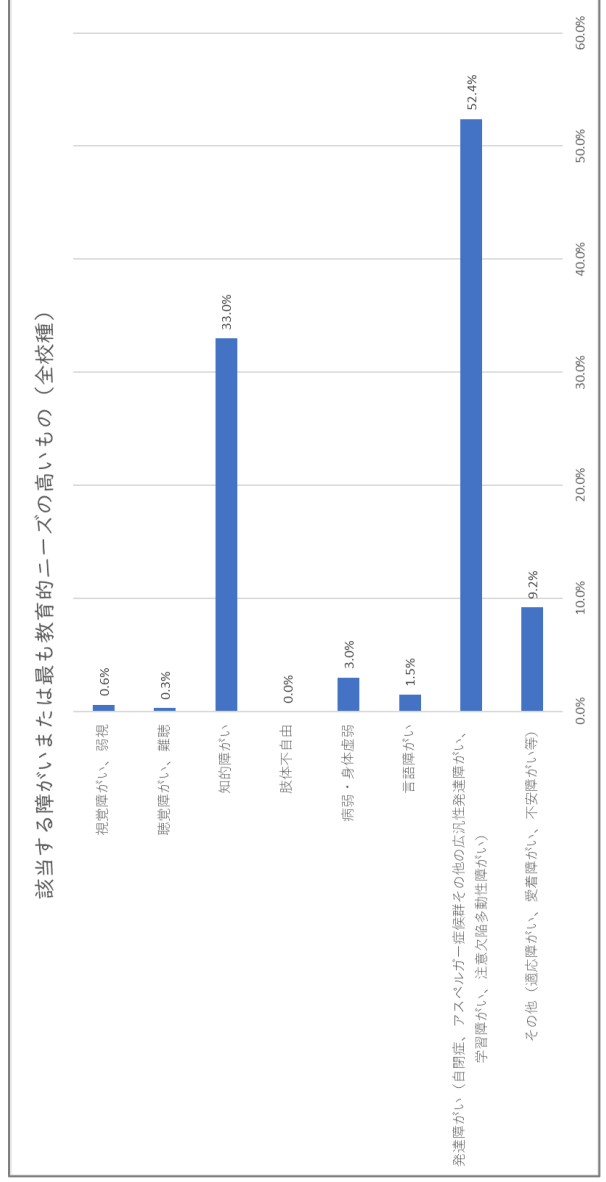
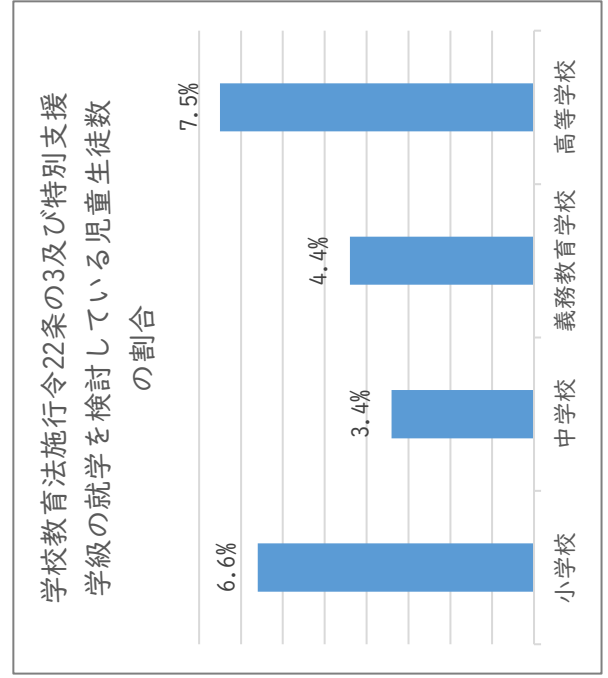


3 通常の学級における特別な支援が必要な児童生徒

	通常の学級		割合
	特別な支援が必要な児童生徒数	特別支援学級への就学を検討している児童生徒数	
小学校	3,301	215	6.6%
中学校	1,389	42	3.4%
義務教育学校	136	6	4.4%
高等学校	859	40	7.5%
合計	5,685	303	5.9%



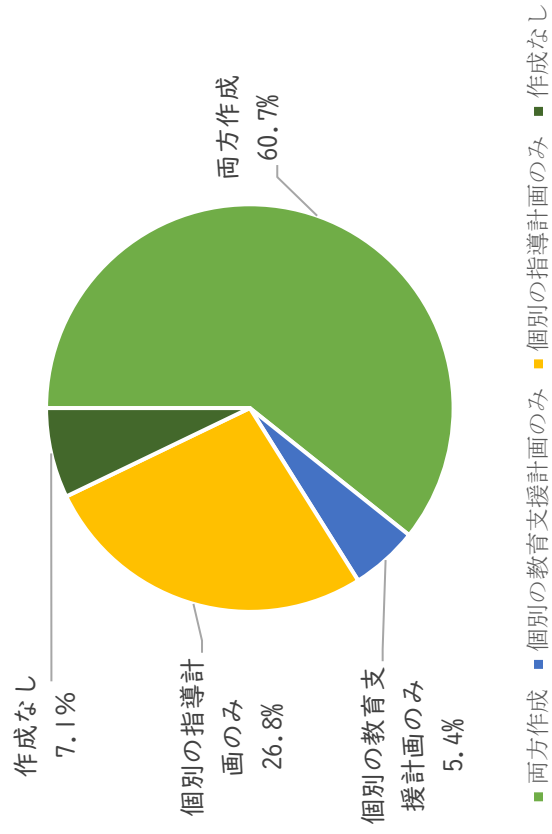
該当する障がいまたは最も教育的ニーズが高いもの							合計
視覚障がい 弱視	聴覚障がい 難聴	知的障がい	肢体不自由	病弱 身体虚弱	言語障がい	発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい）	その他（適応障がい、愛着障がい、不安障がい等）
1	0	79	0	1	5	119	14
0	0	15	0	1	0	25	6
0	0	3	0	0	0	2	1
1	1	14	0	8	0	30	10
2	1	111	0	10	5	176	31
							336



4 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の「学校教育法施行令22条の3に該当している」「特別支援学級の就学を検討している」児童生徒の個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成状況（令和7年12月31日時点の作成状況）

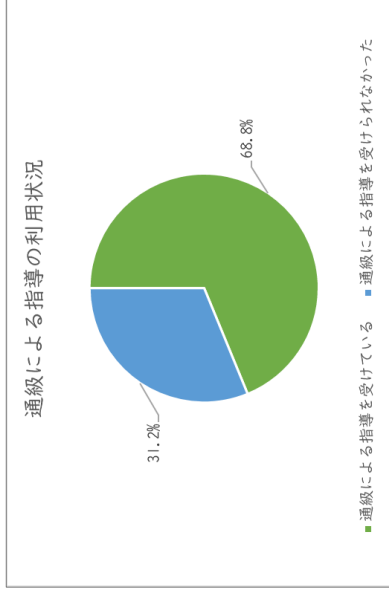
	学校教育法施行令22条の3に該当している児童生徒数	特別支援学級への就学を検討している児童生徒数	どちらも作成		個別の教育支援計画のみ作成		個別の指導計画のみ作成		どちらも作成していない	
			児童生徒数	%	児童生徒数	%	児童生徒数	%	児童生徒数	%
小学校	4	215	132	60.3%	5	2.3%	77	35.2%	3	1.4%
中学校	5	42	29	61.7%	3	6.4%	10	21.3%	5	10.6%
義務教育学校	0	6	3	50.0%	0	0.0%	3	50.0%	0	0.0%
高等学校	24	40	40	62.5%	10	15.6%	0	0.0%	14	21.9%
合計	33	303	204	60.7%	18	5.4%	90	26.8%	22	7.1%

作成状況（全校種）



5 「通級による指導」の利用について
 (1) 「通級による指導」の利用状況

	校内委員会等で必要があると判断した児童生徒数	「通級による指導」を受けている児童生徒数		「通級による指導」を受けられなかった児童生徒数	
		人数	割合	人数	割合
小学校	657	448	68.2%	209	31.8%
中学校	173	120	69.4%	53	30.6%
義務教育学校	12	8	66.7%	4	33.3%
高等学校	59	44	74.6%	15	25.4%
合計	901	620	68.8%	281	31.2%



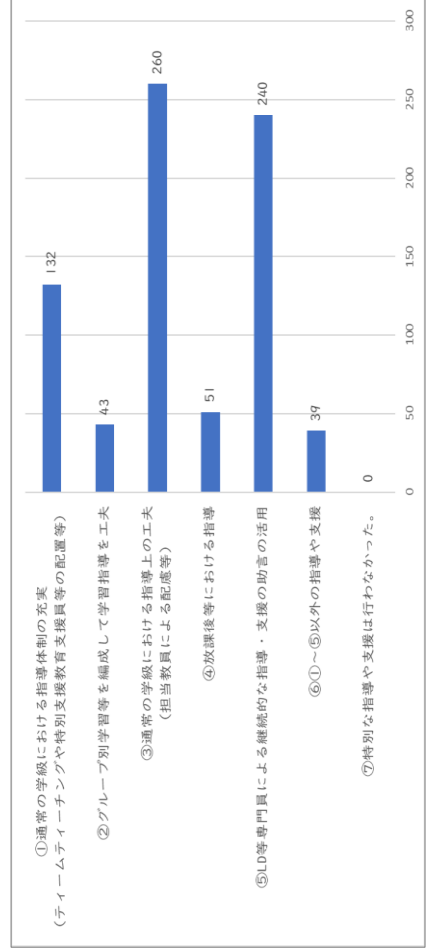
(2) 「通級による指導」を受けられなかった理由

	「通級による指導」を受けられなかった児童生徒数	理由		
		本人・保護者が希望しなかった	指導人数に限りがあるため入級できなかった	他校通級、巡回指導の実施体制が整わなかった
小学校	209	66	19	3
中学校	53	15	14	1
義務教育学校	4	0	2	0
高等学校	15	1	7	0
合計	281	82	42	4
				153
				その他

【その他】

- ・ 現在申請中
- ・ 来年度に向けて申請を予定
- ・ 他校通級のため、保護者の送迎が難しい
- ・ 通級指導教室の空きがない
- ・ 本人が体験できず、指導の判断が難しい
- ・ 不登校傾向のため登校が難しい
- ・ 他の支援が優先されると判断
- ・ 本人のニーズと通級の実状が一致していない

(3) 「通級による指導」を受けられなかった児童生徒への指導や支援の工夫



6 特別な支援を必要とする児童生徒の引継ぎ状況

(1) 入学時の引継ぎ数 ※ダブルカウントあり

	個別の 教育支援計画	個別の 指導計画	その他の 計画、資料等	口頭のみ
小学校	208	36	317	53
中学校	368	317	96	74
義務教育学校	11	7	1	1
高等学校	208	8	67	93
合計	795	368	448	332

(2) 卒業時の引継ぎ数

○小学校から中学校（義務教育学校後期課程）への引継ぎ

令和6年度通級による指導を受けていた児童数	引継ぎ方法		令和6年度特別支援学級の児童数
	個別の教育支援計画	個別の指導計画	
76	74	66	273
			引継ぎ方法
			個別の教育支援計画
			個別の指導計画

○中学校（義務教育学校前期課程）から高等学校への引継ぎ

令和6年度通級による指導を受けていた生徒数	引継ぎ方法		令和6年度特別支援学校の生徒数
	個別の教育支援計画	個別の指導計画	
44	41	16	225
			引継ぎ方法
			個別の教育支援計画
			個別の指導計画

○高等学校から進学先・就職先への引継ぎ

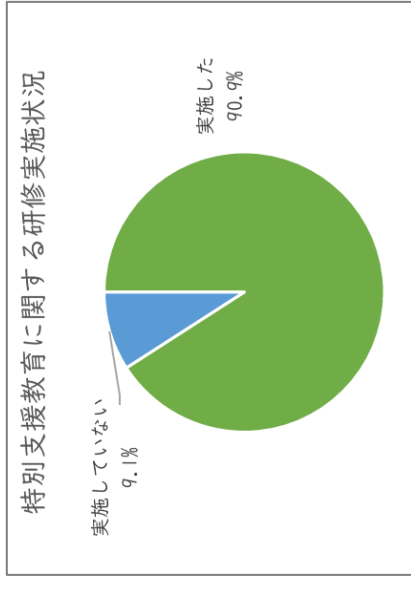
引継ぎ方法	引継ぎ数	
	個別の教育支援計画	4
	個別の指導計画	0
上記以外の計画・資料等	5	

7 特別支援教育に関する研修について

(1) 特別支援教育に関する研修実施状況

	実施した	実施していない	実施率
小学校	107	4	96.4%
中学校	41	12	77.4%
義務教育学校	6	0	100.0%
高等学校	26	2	92.9%
合計	180	18	90.9%

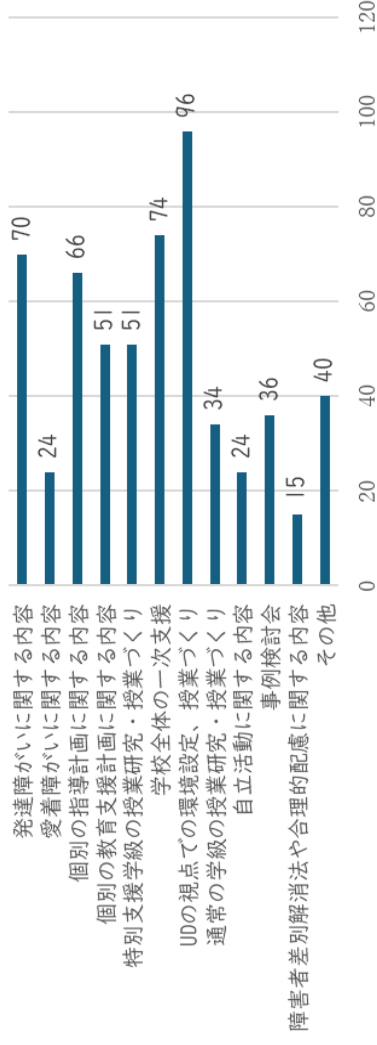
※R6 実施率
 小学校 90.1%
 中学校 67.9%
 義務教育学校 83.3%
 高等学校 85.7%
 全体 83.3%



(2) 研修内容

	①発達障がい	②愛着障がい	③指導計画	④支援計画	⑤特支学級の授業研究	⑥学校全体の一次支援	⑦UDの視点での環境・授業	⑧通常の学級の授業研究	⑨自立活動	⑩事例検討	⑪合理的配慮	⑫その他
小学校	37	14	50	35	41	43	58	22	11	18	6	28
中学校	15	8	11	11	9	20	24	10	6	7	2	3
義務教育学校	1	0	2	1	1	3	4	0	1	0	1	1
高等学校	17	2	3	4	0	8	10	2	6	11	6	8
合計	70	24	66	51	51	74	96	34	24	36	15	40

研修内容



⑫その他の主な内容

《小学校等》

教研式知能検査の見方、活用法、肢体不自由児への配慮、支援、介助について、療育全体の研修、SSTに関する研修、読み書きに困難さのある児童への支援・アイデア

《中学校等》

卒業後の進路選択及び高等特別支援学校から「小中学校でつけておく力」、弱視生徒の理解とその支援について、「ギブテッド」についての理解と支援について

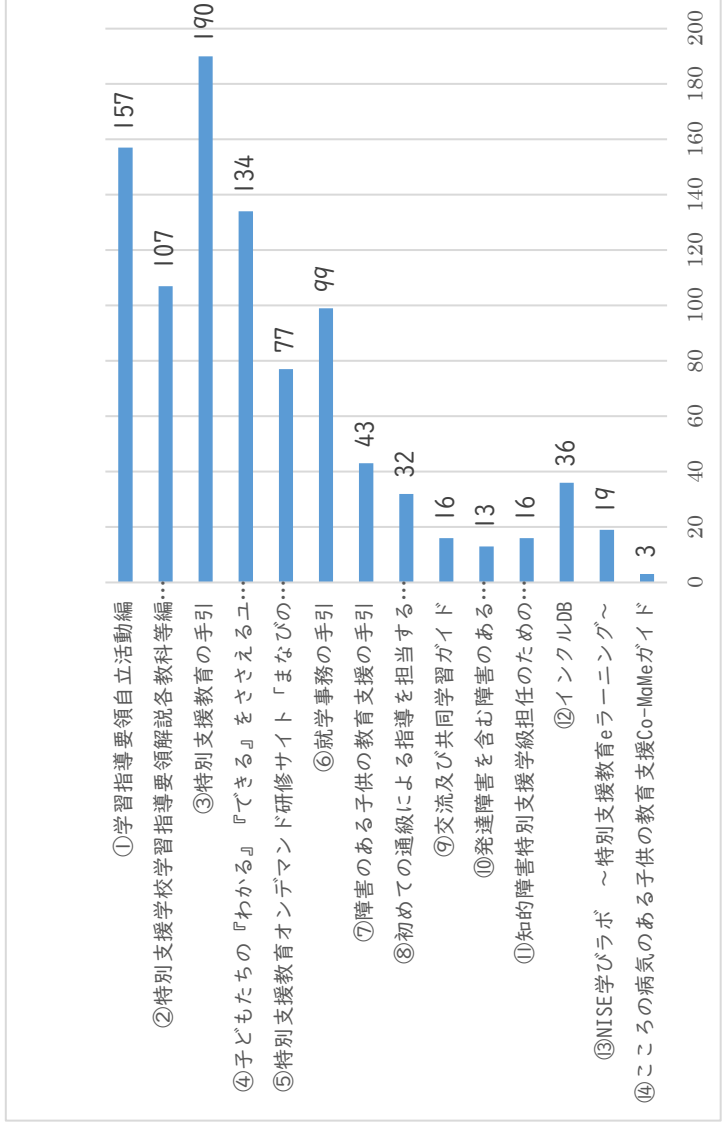
《高等学校》

hyper-QUの活用について、支援や配慮が必要な生徒の理解とICTを活用した支援の工夫について、聴覚障がいのある生徒への支援方法に関する内容、「通級による指導」の巡回指導について

8 文部科学省や国立特別支援教育総合研究所が作成した資料等の活用状況

	①学習指導要領自立活動編	②特別支援学校学習指導要領解説各教科等編(小学部・中学部)	③特別支援教育の手引	④ユニバーサルデザインの支援「リーフレット」	⑤「まなびの広場」	⑥就学の手引	⑦教育の手引	⑧初め通級指導の手引	⑨交流及び共同学習ガイド	⑩発達障害ガイドライン	⑪すけっと	⑫インクルUD	⑬学びラボ	⑭Co-MaMeガイド
小学校	100	71	109	78	49	63	30	20	15	8	15	25	13	2
中学校	45	30	53	35	13	32	8	8	0	2	1	5	3	0
義務教育学校	5	4	6	6	4	4	2	2	1	1	0	1	2	0
高等学校	7	2	22	15	11	0	3	2	0	2	0	5	1	1
合計	157	107	190	134	77	99	43	32	16	13	16	36	19	3

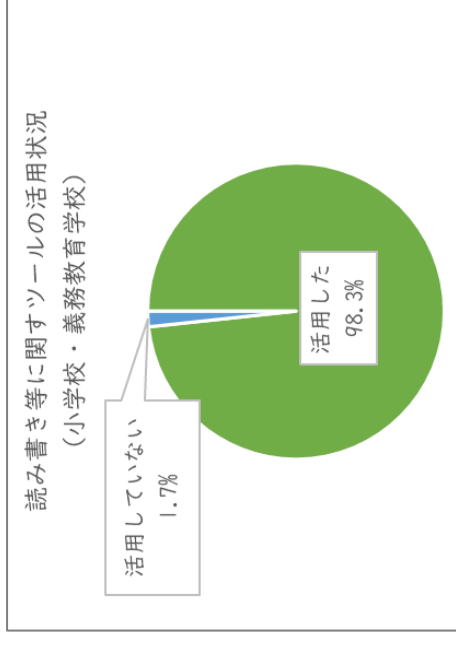
①学習指導要領自立活動編 文部科学省
 ②特別支援学校学習指導要領解説各教科等編(小学部・中学部)
 ③特別支援教育の手引 令和4年3月改訂 鳥取県教育委員会
 ④「子どもたちの『わかる』『できる』『できる』をささえるユニバーサルデザインの指導・支援」リーフレット
 ⑤特別支援教育オンデマンド研修サイト「まなびの広場」
 ⑥就学事務の手引
 ⑦障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～ 文部科学省 (R3.6)
 ⑧初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド 文部科学省 (R2.3)
 ⑨交流及び共同学習ガイド 文部科学省 (H31.3改訂)
 ⑩発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン 文部科学省 (H29.3)
 ⑪知的障害特別支援学級担任のための授業づくりサポートキット すけっと (Sukett) 国立特別支援教育総合研究所
 ⑫インクルUD (インクルーシブ教育システム構築支援データベース) 国立特別支援教育総合研究所
 ⑬インターネットによる講義配信 NISE 学びラボ ～特別支援教育eラーニング～ 国立特別支援教育総合研究所
 ⑭こころの病気のある子供の教育支援 Co-MaMe ガイド 国立特別支援教育総合研究所



9 読み書き等に関するつまづきを早期に発見し、指導・支援を行うために活用したツールの活用について

(1) 通常の学級における活用 (学校数) ※ダブルカウントあり

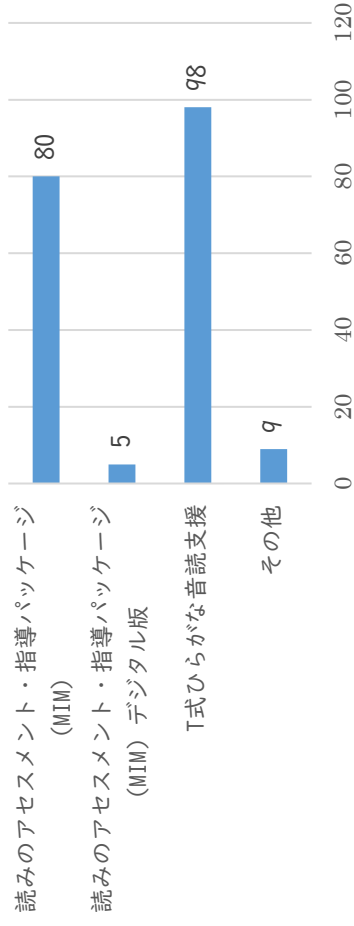
	活用した	活用していない	活用率	活用したツール (複数回答)			
				①MIM	②MIM (デジタル版)	③T式	④その他
小学校	109	2	98.2%	75	5	94	9
義務教育学校 (前期)	6	0	100.0%	5	0	4	0
合計	115	2	98.3%	80	5	98	9



(2) 特別支援学級における活用 (学校数)

	活用した	活用していない	活用率	活用したツール (複数回答)			
				①MIM	②MIM (デジタル版)	③T式	④その他
小学校	109	2	98.2%	63	5	59	5
義務教育学校 (前期)	6	0	100.0%	1	0	3	0
合計	115	1	98.3%	64	5	62	5

通常の学級における活用状況 (小学校・義務教育学校)



特別支援学級での活用状況 (小学校・義務教育学校)

